



2011 人事院勧告は未実施 10月28日（金） 政府が閣議決定

今回の確定闘争で注目されていましたが、2011年の人事院勧告につきまして政府は、**国家公務員の給与を平均7.8%削減する特例法案（給与臨時特例法案）の方が大きく引き下げになることから、今回の人勧は実施しないことを、閣議決定しました。**

公務員連絡会はこのことを受け、「人事院勧告を実施しない方針を正式に決定したことは、この間の労使合意に基づく当然の判断」とした上で、下記の項目について強く求めていくとともに、**自律的労使関係制度の実現に向け、関連法案の成立に全力で取り組んでいくこと**にしています。

【公務員連絡会の重点項目】

- ①臨時特例法案と自律的労使関係制度を確立するための国家公務員制度改革関連四法案の同時成立
- ②消防職員への団結権付与を含めた地方公務員制度改革に向けた臨時国会での法案提出
- ③財政上の措置を含めた地方公務員給与への国家公務員給与引下げの影響遮断を改めて強く求める

このことにより、9月30日に人事院が勧告した内容（月例賃金0.23%のマイナスや06年給与構造改革における現給保障の段階的廃止など）**※詳細は職場集会のレジメをご覧ください。**は、地方公務員に準拠されるものではないことが明らかとなりました。

しかしながら、国家公務員の**給与臨時特例法案において、当初政府は地方公務員に波及させないことを前提としていた**が、マスコミ報道では与野党に関わらず、様々な見解が出され、**予断を許さない状況**です。

今回の**確定闘争は、回答指定日を11月1日**としていますので、当局の考え方は確認されていませんが、名寄市においては、苦渋の決断で2.7%の独自削減を継続している最中であり、**人事院勧告の内容はもちろんのこと、給与臨時特例法案に関しても決して受け入れることはできないことを、先日の職場集会でも確認しています。**

11月18日の山場に向け、市職労としましては、組合員のみなさんの**要求実現、確定闘争勝利に向けて、全力でたたかっていきますので、組合員のみなさんの結集をお願いします。**





上川地本ニュース

発行者：自治労北海道上川地方本部、発行者住所：旭川市永山6条19丁目 2011年10月25日第17号

秋期闘争 いよいよスタート！

本日10月25日は、地本統一要求書提出日と設定し、各単組が賃金労働条件等統一要求書及び現業公企統一要求書提出を行いました。

上川地方本部も、10月24日に全道庁上川総支部と合同で、上川総合振興局長へ重点要求書を提出。さらに、25日には上川管内町村会長に対し要求書を提出し、それぞれ要求の趣旨を説明し、11月1日までの誠意ある回答を要請しました。

上川総合振興局長(対応：副振興局長)には、闘争山場(スト配置・出張拒否)における総合振興局主催の会議を設定しないように要請するとともに、地方公務員調査に関連し、関係自治体に対し、自宅にかかる住居手当について「是正時期」「是正しない理由」をメールで照会したことはやりすぎではないのかとただしたのに対し、副振興局長からは「あくまでも地域の実態を把握することを目的とするもので、道としてそれぞれの自治体の給与決定に関与するものではない。」という回答に、難波委員長から「実態の把握と言いつつ『是正』という表現は制度(手当)そのものが問題であり、暗に自治体に対するプレッシャーとなる。本当に実態把握が目的なら、北海道としてその実態をしっかりと総務省にも伝えてほしい。」と要請しました。

また、上川管内町村会長(対応：事務局長)へは、「前原発言は、政府として責任ある立場での発言ではない。昨年も人勸の深堀発言など民主党内にも多くの議員がいるのは事実だが、国公の給与削減は地公には遮断するという政府方針は変わっていない。決して、各自治体における給与削減は行わないよう。」要請。事務局長からは「すでに地方では独自削減として、給与削減は実施済み。国公削減を理由とした独自削減は行うべではない。明日、札幌で各町村長が集まるので、本日の要求書提出の件については周知したい。」と回答がありました。

今後、11月1日を回答指定日、4日にミニブロック会議を開催し、当局回答の付け合わせと交渉の意思統一を図りますので、全単組の結集と全組合員による闘争体制を確立しよう。



24日、上川総合振興局長に要求書提出



25日、上川管内町村会長に要求書提出